

平成23年度 事業計画

基本方針

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」では、阪神・淡路大震災を上回る甚大な被害が発生しました。本会の対応としては、全社協の調査の下で、三重県社協、岐阜県社協とともに、岩手県大槌町へ職員を派遣し、ボランティアセンターの立ち上げ等の支援活動を行っています。また、名古屋市共同募金委員会と協力して、全市的に募金活動を展開しています。今後は、引き続き、大槌町等への支援を行うとともに、県内のボランティア・NPO団体等と連携した支援体制の強化を図っていきます。

また、被災者のうち名古屋市へ避難された方への生活福祉資金の貸付に関する相談・支援を行うなど、未曾有の大災害の復興に向けた支援に全力で取り組んでいきます。

わが国では、少子高齢化、長期に渡る不況などの経済社会の変化により、家庭、地域社会、企業等の相互扶助機能が急速に衰える中で、貧困、虐待、孤立死、自殺、ホームレス、ニートなどの深刻な福祉課題・生活課題が発生しています。しかし、これらの問題に現在の社会システムは十分に対応しきれていません。

そのような中、家族や職場、地域社会で住民同士の「つながり」「支えあい」の必要性が見直され、社会福祉関係者、住民、ボランティアとともに地域福祉を進めてきた社会福祉協議会への期待が高まりつつあります。

本会においては、名古屋市からの職員派遣が終了し、名古屋市とのパートナーシップを発展させながらも自立(律)する社会福祉協議会として新たな一歩を踏み出すこととなりますが、今後も「地域福祉の推進」という高い志を抱き、原点に戻って本会の使命達成に積極的に取り組んでいきます。

こうした情勢の中、平成23年度は、「つながりと支えあいのあるまち名古屋の創造」を目指した「第4次地域福祉推進計画」の初年度となり、「4つの宣言」と「5つの戦略」を遂行していきます。

また、組織経営基盤の確立と持続的発展を目指した「経営戦略計画」も同様に初年度となり、「5つの戦略」を遂行していきます。

在宅福祉事業においては、代表権を持つ在宅福祉担当理事を新設するとともに、在宅福祉事業本部制を導入することにより、組織・運営体制の強化を図ります。

本年度は名古屋市社会福祉協議会設立 60 周年の節目にあたり記念事業を実施するなど、本会が進める取組みを積極的に発信し、社協の理解者・協力者を増やしていきます。

「名古屋市子育て支援企業」として、仕事と家庭の両立支援に努めます。また、専門職としての職員の資質向上を図るため社会福祉士資格取得のさらなる促進を図ります。

重点事項

1 住民主体による地域福祉活動やボランティア活動の推進・強化

- 「第 4 次地域福祉推進計画」の初年度にあたるため、計画の啓発と実施事項の着実な推進を図る。
- 区社協とともに、地域福祉推進の基礎組織である「地域福祉推進協議会」を中心に地域福祉活動の推進を図る。なお、モデル実施されている地域委員会の動向も注視する。
- シルバーパワーを活用した地域力再生事業は、現行実施 4 区 8 学区に新規 4 学区、また新規実施 4 区 12 学区を加えた計 24 学区において実施する。ボランティアカードの交付者数の増、効果的な個別支援事業の展開を図り、今後の全区展開に向けて引き続き名古屋市に働きかける。
- 地域福祉リーディングモデル事業は、「人づくり応援事業」「活動資金応援事業」「活動継続応援事業」を通じて、人材養成から活動の立ち上げ、継続的な活動展開まで支援することで、住民一人ひとりの個別の困りごとの把握・解決につながる助けあい・支えあい活動の推進を図る。
- 住民一人ひとりの個別の困りごとの把握・解決につながるボランティア活動の啓発・参加促進を図るため、「ボランティア・NPOミーティング」（仮称）を実施する。
- ボランティア活動の振興策としては、引き続き、市・区社協ボランティア登録管理システムや、メールマガジン「なごメール」を活用し、効果的、効率的なボランティアコーディネートへの支援、市民へのボランティア情報発信の充実を図る。

2 事業者としての機能発揮・効率的な事業運営

- いきいき支援センター（地域包括支援センター）は、昨年度から取組んだセンター職員の小学校区担当制を区社協の小学校区担当者と共に活動できるように職員研修などを工夫するほか、社会資源マップなど社会資源情報の収集・提供を全 17 センターで実施するなど、平成 21 年度公募で提案した取組みを着実に実施し、地域包括ケアを推進する。
- 介護保険関連事業では、「第 2 次 3 カ年プランーなごやか『あかりプラン』」の最終年度にあたり、質の高いサービス提供のために、特に人材育成に重点を置いて行動計画を確実に実行するとともに、3 年間の総括をふまえて次期プランを策定する。平成 24 年度に予定されている介護保険制度及

び介護報酬改定は、本会事業にとって大変大きな影響を及ぼすと考えられる。国の動向を見据えながら次期プランを策定し、より良質なサービス提供と安定的な経営を目指す。

- 現在指定管理者となっている児童館、福祉会館、とだがわこどもランド及び高年大学鯨城学園を地域福祉推進のための拠点施設と位置付け、社協らしい特色ある事業展開を行っていく。

平成23年度末で管理期間が終了する児童館と福祉会館については、平成24年度からも引き続き本会が指定管理者となるため、今年度の次期指定管理申請に向けて万全な準備をするとともに、コンソーシアムによるNPO法人との協働の推進を図る。

また、平成22年度から第2期の指定管理に入った「高年大学鯨城学園」及び「とだがわこどもランド」では、企画提案したサービス向上策等を着実に実行する。

- 福祉サービス利用者等の権利擁護の取り組みでは、障害者・高齢者権利擁護センターと高齢者虐待相談センターに平成22年度から受託した成年後見あんしんセンターを加え、権利擁護の総合的な推進を図るため、新たに「権利擁護推進部」を設置する。
- 障害者・高齢者権利擁護センターでは、職員を増員し体制の強化を図るとともに、サービス調整会議の実施回数を増やし利用申込者の増加への対応を図る。
- 成年後見あんしんセンターでは、市民後見人の養成と支援において、第2期養成研修事業により初年度同様に30名を目標に養成する。また第1号の市民後見人誕生に向けて、市民後見人にふさわしい事案について検討し、第1期養成研修修了者のバンク登録者のなかから候補者を選出し、家庭裁判所へ推薦する。
- 市民後見人の受任事案については、専門職ではない市民後見人の活動を支えるため本会の成年後見監督人等選任の申立を行う。また成年後見監督人等への就任が円滑に進むよう家庭裁判所との事前の調整を行う。
- 障がい者福祉分野における本会の果たすべき役割について検討する。

3 組織経営基盤の強化

- 「経営戦略計画」を確実に実行するため、「経営に関する委員会」を設置し、進行管理を行う。
- 平成22年度末で名古屋市からの派遣職員の引き揚げがされたため、今後の新たな名古屋市とのパートナーシップの確立に向けて名古屋市と協議を進める。
- 本会で実施する全ての業務の遂行について、PDCAの管理サイクルの徹底により、改善・改革を実行していくとともに、個々の事業について事務事業評価の方法を確立し、「提供するサービスの質の向上」や「効率性の確保」、「経費の縮減」に努める。
- 職員の社会福祉士資格の取得については、4年後の一般職員の取得率の目標値を65%とし、さらなる推進を図る。また、職員による研究開発活動

をさらに支援していくとともに、その結果をもとに各所属において事業化を図る場合に、必要な資金等を助成する制度を新たに創設する。

- 『市社協 PR 大作戦』の2年目として、「設立 60 周年記念事業」の実施や、新たにマスコットキャラクターを活用した本会の PR を行い、社協の理解者・協力者を増やすとともに、市民に対する活動内容の「見える化・魅せる化」に向けて現在の広報戦略の評価・見直しを進める。
- 社会福祉法人としての信頼性の向上を図るため、コンプライアンス（法令遵守）と事業運営の透明性の確保に努め、一層の内部統制の強化を図っていくとともに、財務会計の健全性を確保するための内部監査室（仮称）を平成24年度の設置に向けて検討する。
- 財源基盤強化に向けた収入確保のため、介護保険事業等の在宅福祉事業での適正な収益を確保する。また、会員や市社協サポーター（賛助会員）については社会福祉事業者などの従来の地域福祉関係者だけでなく、企業や NPO 法人等に対する協力先拡大に向けた検討を行い、収入の増大を目指す。
- 共同募金改革に関する愛知県共同募金会の動向を踏まえつつ、共同募金の PR をさらに強化するとともに、新たな取組み方法を検討する。
- 福祉基金や共同募金など地域福祉活動財源の確保に努める。
- 第4次地域福祉推進計画及び経営戦略計画の推進に必要な人材を育成するため、人材育成計画を策定する。
- 事務局体制の強化のため、事務局に事務局長を補佐する事務局次長を新設する。さらに、介護保険事業体制の強化のため、代表権を持つ在宅福祉担当理事及び在宅福祉事業本部を新設する。
- 全国社会福祉協議会と職員の人事交流を行うとともに、名古屋市役所へ職員の研修派遣を行うことにより、幅広い視野を持つ人材を育成する。